

大学院における実務経験の確認審査における留意点（例示）について

令和2年3月3日 作成

令和7年6月5日 改訂

大学院実務経験確認審査委員会

大学院の課程（建築に関するものに限る。）において修得した科目が、建築士法に規定する建築に関する実務の経験に該当するかどうかの確認審査は、大学院の課程から提出された確認申請書及びシラバス等の添付資料を基に、「建築士法施行規則第1条の2第1項第七号の国土交通大臣が定める件」（令和元年11月1日国土交通省告示第754号）及び「大学院における実務経験の審査基準」に該当するかどうかの確認を行っています。また、確認審査に当たっては、以下の事項（例示）について特に留意して判定を行っていますので、新規申請・変更申請の際の参考としてください。

(1) 科目の単位数

インターンシップについては30時間以上（ガイダンス、発表会の時間を含まない。）で、講義及び演習については45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。（参考：大学設置基準第21条「単位」）

(2) 専門領域及び科目群について

インターンシップ及びインターンシップと連携した科目群を表象する専門領域（「意匠」、「構造」又は「設備」の中から選択するものとする。）として、ふさわしい科目群を構成しているかどうかを基本的な考え方・方針とあわせて確認する。

(3) 学外インターンシップ

所要の要件（指導者、時間数等）を満たすものであれば、専門領域と直接的に関連しなくてもよいものとし、幅広く設計・工事監理に係る実践的な能力を培うものであるかどうかを確認する。ただし、複数あるインターンシップ科目が合計で14単位以上となる場合については、各科目の関係がシラバスにおいて異なる内容であること又はステップアップを踏む内容となっている等の工夫がなされているかどうかを確認する。

(4) 学内インターンシップ

指導者の要件、具体的な建築物の設計やプロジェクト等（実施を前提としたもの）であること等について、学外で行われる実務訓練と同等以上となっているかどうかを確認する。

(5) インターンシップ関連科目（講義、演習、実験、実習）

インターンシップの単位修得に当たり、必要とされる科目又はインターンシップを補うものであるかどうかを確認する。また、専門領域と直接的に関連しないと認められる科目については、基本的な考え方・方針と整合しているかどうかを確認する。

(6) シラバスが日本語以外のみの表記の場合は、日本語の表記（併記を含む。）を求めるものとする。